

平成25年12月19日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官  
平成25年(行ケ)第2号 選挙無効請求事件(以下「第2事件」という。)  
平成25年(行ケ)第3号 選挙無効請求事件(以下「第3事件」という。)  
平成25年(行ケ)第4号 選挙無効請求事件(以下「第4事件」という。)  
平成25年(行ケ)第5号 選挙無効請求事件(以下「第5事件」という。)  
平成25年(行ケ)第6号 選挙無効請求事件(以下「第6事件」という。)  
口頭弁論終結日 平成25年10月21日

判 決

福岡市

第2号事件原告

佐賀県多久市

第3号事件原告

長崎県

第4号事件原告

大分市

第5号事件原告

熊本市

第6号事件原告

上記5名訴訟代理人弁護士	升	永	英	俊
同	久	保	利	明
同	伊	藤		真
同	伊	藤	巧	示
同	安	東		哲
同	迫	田	登	紀
同	甲	谷	健	子

訴訟代理人弁護士升永英俊訴訟復代理人弁護士

同	山	中	眞	人
同	橋	本	阿	友
同	中	村	多	美
	宮	内		子
				裕
福岡市博多区東公園 7番 7号				
第 2 号 事 件 被 告	福岡県選挙管理委員会			
同 代 表 者 委 員 長	藤	井	克	巳
佐賀市城内 1 丁目 1 番 59号				
第 3 号 事 件 被 告	佐賀県選挙管理委員会			
同 代 表 者 委 員 長	大	川	正	二 郎
長崎市江戸町 2 番 13号				
第 4 号 事 件 被 告	長崎県選挙管理委員会			
同 代 表 者 委 員 長	前	田	富	雄
大分市大手町 3 丁目 1 番 1号				
第 5 号 事 件 被 告	大分県選挙管理委員会			
同 代 表 者 委 員 長	梅	木		哲
熊本市中央区水前寺 6 丁目 18—1				
第 6 号 事 件 被 告	熊本県選挙管理委員会			
同 代 表 者 委 員 長	松	永	榮	治
上記 5 名 指定代理人	鈴	木	和	典 子
同	早	崎	裕	一 郎
同	宮	崎	純	一 朗
同	清	水	紀	良 信
同	杉	浦	良	由 子
同	香	山	真	之
第 2 号 事 件 指定代理人	末	弘	孝	

同	森	永	正	博
同	久	芳	広	規
同	富	嵩	敬	介
	木	室	博	文
第 3 号事件指定代理人	小	林	秀	則
	本	田	正	幸
同	藤	田	朋	広
同	山	下	和	孝
同	浦	上	達	也
	小	橋	和	則
第 4 号事件指定代理人	永	川	慎	吾
	北	村	正	德
同	永	田	愛	美
同	岡	田		雄
第 5 号事件指定代理人	一	丸	淳	司
	浅	野		隆
同	原	川		悟
同	原	藤	浩	徳
第 6 号事件指定代理人	中	本	真	裕
	工	島	眞	樹
			主	文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告らの負担とする。

#### 事 実 及 び 理 由

##### 第 1 請求

- 1 第 2 号事件

平成25年7月21日に行われた参議院（選挙区選出）議員選挙の福岡県選挙区における選挙を無効とする。

## 2 第3号事件

平成25年7月21日に行われた参議院（選挙区選出）議員選挙の佐賀県選挙区における選挙を無効とする。

## 3 第4号事件

平成25年7月21日に行われた参議院（選挙区選出）議員選挙の長崎県選挙区における選挙を無効とする。

## 4 第5号事件

平成25年7月21日に行われた参議院（選挙区選出）議員選挙の大分県選挙区における選挙を無効とする。

## 5 第6号事件

平成25年7月21日に行われた参議院（選挙区選出）議員選挙の熊本県選挙区における選挙を無効とする。

## 第2 事案の概要

1 本件は、平成25年7月21日施行の参議院議員通常選挙（以下「本件選挙」という。）について、福岡県選挙区の選挙人である第2号事件原告、佐賀県選挙区の選挙人である第3号事件原告、長崎県選挙区の選挙人である第4号事件原告、大分県選挙区の選挙人である第5号事件原告及び熊本県選挙区の選挙人である第6号事件原告が、公職選挙法14条、別表第3の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定（以下、数次の改正の前後を通じ、平成6年法律第2号による改正前の別表第2を含め、「参議院議員定数配分規定」という。）は憲法に違反し無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の上記各選挙区における選挙も無効であると主張して提起した選挙無効訴訟である。

## 2 前提となる事実

当事者間に争いがない事実、顕著な事実並びに証拠（乙1ないし5、9ない

し 19 (各枝番を含む。) 及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実関係は、以下のとおりである。

- (1) 参議院議員選挙法（昭和22年法律第11号）は、参議院議員の選挙について、参議院議員250人を全国選出議員100人と地方選出議員150人に区分し、全国選出議員については、全都道府県の区域を通じて選出されるものとする一方、地方選出議員については、その選挙区及び各選挙区における議員定数を別表で定め、都道府県を単位とする選挙区において選出されるものとした。そして、各選挙区ごとの議員定数については、定数を偶数としてその最小限を2人とする方針の下に、昭和21年当時の人口に基づき、各選挙区の人口に比例する形で、2人ないし8人の偶数の議員定数を配分した。昭和25年に制定された公職選挙法の参議院議員定数配分規定は、以上のような選挙制度の仕組みに基づく参議院議員選挙法の議員定数配分規定をそのまま引き継いだものであり、その後、沖縄返還に伴って沖縄県選挙区の議員定数2人が付加されたほかは、平成6年法律第47号による公職選挙法の改正（以下「平成6年改正」という。）まで、上記議員定数配分規定に変更はなかった。なお、昭和57年法律第81号による公職選挙法の改正（以下「昭和57年改正」という。）により、従来の個人本位の選挙制度から政党本位の選挙制度に改める趣旨で、参議院議員選挙についていわゆる拘束名簿式比例代表制が導入され、各政党等の得票に比例して選出される比例代表選出議員100人と都道府県を単位とする選挙区ごとに選出される選挙区選出議員152人とに区分されることになったが、比例代表選出議員は、全都道府県を通じて選出されるものであって、各選挙人の投票価値に差異がない点においては、従来の全国選出議員と同様であり、選挙区選出議員は従来の地方選出議員の名称が変更されたものにすぎない。
- (2) 選挙区間における議員1人当たりの人口の最大較差は、参議院議員選挙法制定当時は1対2.62（以下、較差に関する数値は、全て概数である。）

であったが、その後、次第に拡大した。昭和52年7月に施行された参議院議員通常選挙（以下「昭和52年選挙」という。）における選挙区間の投票価値の較差は最大1対5.26に拡大し、最高裁昭和54年（行ツ）第65号同58年4月27日大法廷判決・民集37巻3号345頁（以下「昭和58年大法廷判決」という。）は、いまだ違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態が生じていたとするには足りない旨判示したが、平成4年7月に施行された参議院議員通常選挙（以下「平成4年選挙」という。）における選挙区間の投票価値の較差が最大1対6.59に拡大するに及んで、最高裁平成6年（行ツ）第59号同8年9月11日大法廷判決・民集50巻8号2283頁は、結論において同選挙当時における上記議員定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえないとしたものの、違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態が生じていたものといわざるを得ない旨判示した。

他方、平成6年改正は、上記のように1対6.59にまで拡大していた選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差を是正する目的で行われ、前記のような参議院議員の選挙制度の仕組みに変更を加えることなく、直近の平成2年10月実施の国勢調査結果に基づき、できる限り増減の対象となる選挙区を少なくし、かつ、いわゆる逆転現象を解消することとして、参議院議員の総定数（252人）及び選挙区選出議員の定数（152人）を増減しないまま、7選挙区で定数を8増8減したものであり、上記改正の結果、上記国勢調査結果による人口に基づく選挙区間における議員1人当たりの人口の最大較差は、1対6.48から1対4.81に縮小し、いわゆる逆転現象は消滅することとなった。その後、平成6年改正後の参議院議員定数配分規定の下において平成7年7月及び同10年7月に施行された参議院議員通常選挙当時の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は1対4.97及び1対4.98であったところ、こうした国会における較差

の縮小に向けた措置を踏まえ、最高裁平成9年（行ツ）第104号同10年9月2日大法廷判決・民集52巻6号1373頁及び最高裁平成11年（行ツ）第241号同12年9月6日大法廷判決・民集54巻7号1997頁は、上記の較差が示す選挙区間における投票価値の不平等は、投票価値の平等の有すべき重要性に照らして到底看過することができないと認められる程度に達しているとはいはず、上記改正をもって立法裁量権の限界を超えるものとはいえないとして、当該各選挙当時における上記議員定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえない旨判示した。

(3) 平成12年法律第118号による公職選挙法の改正（以下「平成12年改正」という。）により、比例代表選出議員の選挙制度がいわゆる非拘束名簿式比例代表制に改められるとともに、参議院議員の総定数が10人削減されて242人とされた。定数削減に当たっては、選挙区選出議員の定数を6人削減して146人とし、比例代表選出議員の定数を4人削減して96人とした上、選挙区選出議員の定数削減については、直近の平成7年10月実施の国勢調査結果に基づき、平成6年改正の後に生じたいわゆる逆転現象を解消するとともに、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数又は人口の較差の拡大を防止するために、定数4人の選挙区の中で人口の少ない3選挙区の定数を2人ずつ削減した。平成12年改正の結果、いわゆる逆転現象は消滅したが、上記国勢調査結果による人口に基づく選挙区間における議員1人当たりの人口の最大較差は1対4.79であつて、上記改正前と変わらなかつた。

(4) 平成12年改正後の参議院議員定数配分規定の下で平成13年7月に施行された参議院議員通常選挙当時において、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は1対5.06であったところ、最高裁平成15年（行ツ）第24号同16年1月14日大法廷判決・民集58巻1号56頁（以下「平成16年大法廷判決」という。）は、その結論において、同選挙

当時、上記議員定数配分規定は憲法に違反するに至っていたものとすることはできない旨判示したが、同判決には、裁判官6名による反対意見のほか、漫然と同様の状況が維持されるならば違憲判断がされる余地がある旨を指摘する裁判官4名による補足意見が付された。また、上記議員定数配分規定の下で平成16年7月に施行された参議院議員通常選挙当時において、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は1対5.13であったところ、最高裁平成17年(行ツ)第247号同18年10月4日大法廷判決・民集60巻8号2696頁(以下「平成18年大法廷判決」という。)も、その結論において、同選挙当時、上記議員定数配分規定は憲法に違反するに至っていたものとすることはできない旨判示したが、同判決においては、投票価値の平等の重要性を考慮すると、投票価値の不平等の是正については国会における不断の努力が望まれる旨の指摘がされた。

平成16年大法廷判決を受けて、参議院議長が主宰する各会派代表者懇談会は、「参議院議員選挙の定数較差問題に関する協議会」を設けて協議を行ったが、平成16年7月に施行される参議院議員通常選挙までの間に較差を是正することは困難であったため、同年6月1日、同選挙後に協議を再開する旨の申合せをした。これを受け、同選挙後の同年12月1日、参議院議長の諮問機関である参議院改革協議会の下に選挙制度に係る専門委員会が設けられ、同委員会において各種のは是正案が検討されたが、当面のは是正策としては、較差5倍を超えていた選挙区及び近い将来5倍を超えるおそれのある選挙区について較差のは是正を図るいわゆる4増4減案が有力な意見であるとされ、同案に基づく公職選挙法の一部を改正する法律(平成18年法律第52号)が平成18年6月1日に成立した。同改正(以下「平成18年改正」という。)の結果、平成17年10月実施の国勢調査結果による人口に基づく選挙区間における議員1人当たりの人口の最大較差は、1対4.84に縮小した。そして、平成18年改正後の参議院議員定数配分規定の下で平成1

9年7月に施行された参議院議員通常選挙（以下「平成19年選挙」という。）当時の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は、1対4.86であったところ、最高裁平成20年（行ツ）第209号同21年9月30日大法廷判決・民集63巻7号1520頁（以下「平成21年大法廷判決」という。）は、その結論において、同選挙當時、上記議員定数配分規定は憲法に違反するに至っていたものとすることはできない旨判示したが、同判決においては、上記のような較差は投票価値の平等という観点からなお大きな不平等が存する状態であって、選挙区間における投票価値の較差の縮小を図ることが求められる状況にあり、最大較差の大幅な縮小を図るためには現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要となる旨の指摘がされた。

なお、上記の専門委員会が平成17年10月に参議院改革協議会に提出した報告書に示された意見によれば、現行の選挙制度の仕組みを維持する限り、各選挙区の定数を振り替える措置により較差の是正を図ったとしても、較差を1対4以内に抑えることは相当の困難があるとされている。また、同報告書においては、平成19年選挙に向けての較差の是正の後も、参議院の在り方にふさわしい選挙制度の議論を進めていく過程で、較差の継続的な検証等を行う場を設け、調査を進めていく必要があるとされた。

- (5) 平成18年改正後の平成20年6月に改めて参議院改革協議会の下に専門委員会が設置され、同委員会において同年12月から同22年5月までの約1年半の間に6回にわたり、平成21年大法廷判決後はその趣旨も踏まえて協議が行われたが、平成22年7月に施行される参議院議員通常選挙（以下「平成22年選挙」という。）に向けた較差の是正は見送られる一方、同25年に施行される参議院議員通常選挙（本件選挙）に向けて選挙制度の見直しを行うこととされ、平成22年選挙後にその見直しの検討を直ちに開始すべき旨を参議院改革協議会において決定する必要があるとされるとともに、同23年中の公職選挙法の改正法案の提出を目指とする旨の工程表も示され

た。

(6) 平成22年7月に平成18年改正による参議院議員定数配分規定の下での2回目の参議院議員通常選挙として施行された平成22年選挙当時の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は1対5.00に拡大しているところ、最高裁平成23年(行ツ)第51号同24年10月17日大法廷判決・民集第66巻10号3357頁(以下「平成24年大法廷判決」という。)は、その結論において、同選挙当時、上記議員定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということはできないとしたものの、投票価値の不均衡が違憲の問題が生ずる程度に著しい不平等状態に至っていたと判示し、また、単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講じ、できるだけ速やかに違憲の問題が生ずる不平等状態を解消する必要がある旨の指摘をした。

(7) 平成22年選挙後、平成21年大法廷判決の趣旨を踏まえて、参議院に選挙制度の改革に関する検討会が発足し、その会議において参議院議長から改革の検討の基礎となる案が提案され、平成23年以降、各政党からも様々な改正案が発表されるなどし、上記検討会及びその下に設置された選挙制度協議会における検討を経て、公職選挙法の一部を改正する法律(平成24年法律第94号)が、平成24年大法廷判決後の平成24年11月16日に成立した(以下「本件改正」という。)。本件改正は、同25年7月に施行される参議院議員通常選挙(本件選挙)に向けた改正として選挙区選出議員について4選挙区で定数を4増4減するものであり、その附則3条には、同28年に施行される参議院議員通常選挙(以下「平成28年選挙」という。)に向けて、参議院の在り方、選挙区間における議員1人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、

結論を得るものとする旨の規定が置かれている。本件改正の結果、同22年10月実施の国勢調査結果による人口に基づく選挙区間における議員1人当たりの人口の最大較差は、1対4.75となった。

(8) 平成24年10月17日、平成24年大法廷判決が言い渡されたが、その前の本件改正から本件選挙までの間に選挙制度協議会における協議がされ、また、選挙制度の改革に関する検討会が開かれ、平成26年度中に選挙制度の抜本的な改革について成案を得た上で平成28年選挙から新選挙制度を適用する旨の工程表が示された。

(9) 本件選挙は、平成25年7月21日、本件改正後の参議院議員定数配分規定（以下「本件定数配分規定」という。）の下で施行されたが、本件選挙の選挙区選挙における議員1人当たりの選挙人数の較差は、その最小の鳥取県選挙区と比較すると、最大の北海道選挙区との間では1対4.77であり、福岡県選挙区との間では1対4.27、佐賀県選挙区との間では1対1.42、長崎県選挙区との間では1対2.41、大分県選挙区との間では1対2.04、熊本県選挙区との間では1対3.08である。

(10) 本件選挙後、参議院各会派代表者による懇談会が実施され、選挙制度の改革に関する検討会が発足し、同検討会の下に各会派により構成される選挙制度協議会が設置され、同協議会において週1回の頻度で会合を開くこととした。

### 3 当事者の主張

#### （原告らの主張）

本件定数配分規定は憲法に違反して無効であるから、これに基づき施行された本件選挙は無効である。

(1) 本件定数配分規定は、憲法上要請されている人口比例選挙の原則に反し（主位的主張）、また、憲法上保障されている投票価値の平等を侵害している（予備的主張）。

ア 憲法は、その前文、56条2項において、主権者が、国会議員を通じて、主権者の多数意見で、国家権力（行政、立法、司法の三権）を行使することを保障しており（この法理論を「主権者の多数決論」という。），これは、代議制民主主義において正当な選挙が施行されることを意味するところ、両議院の議事が原則として出席議員の過半数でこれを決するとされていること（憲法56条2項）に照らしても、その正当な選挙とは、国会議員が、議員1人当たりの登録有権者（主権者）の数が同数である選挙区において選出される選挙制度（人口比例選挙）以外にはあり得ない。

イ 憲法は、可能な限り、投票価値が平等となるよう求めている。

投票価値の平等が侵害されているか否かは、選挙区間の較差が1対2に収まるか否かという量的な基準ではなく、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するか否か、可能な限りでの平等であるか否かという質的な基準によって判断されるべきである。

そして、投票価値の平等からの乖離を生む立法裁量権の行使が合理的であることの立証責任は、被告らにある。

本件定数配分規定は、都道府県を選挙区の単位としており、最大較差が1対4.77であって、投票価値に不平等があり、憲法に反する状態に至っている。

(2) いわゆる合理的期間の法理は、憲法98条1項に違反する。

仮に同法理を前提としても、以下のとおり、本件選挙は、投票価値の不平等を是正すべき合理的期間の経過後に施行されたもので、国会の裁量権の限界を超えるものである。なお、合理的期間未経過の立証責任は被告らにある。

ア 合理的期間の起算日は平成21年大法廷判決の言渡日である平成21年9月30日であるところ、本件選挙は、平成21年大法廷判決から3年10か月弱後に施行されているので、合理的期間は徒過済みである。

なお、上記3年10か月弱の間にも、参議院において約21か月について具体的な協議がされていない。

イ 国会は、本件選挙に先立ち、いわゆる「4増4減」とする本件改正を行っているが、これは都道府県を選挙区の単位とする現行制度を維持するものであり、選挙区間の最大較差についても、1対4.77に修正するものでしかないのであって、平成24年12月施行の衆議院選挙の選挙区間の最大較差2.43倍に劣後するので、平成24年大法廷判決の趣旨に沿うどころか、これに反するものである。

(3) 事情判決の法理は憲法98条1項に違反する。また、同法理に照らしても、以下のとおり、本件選挙において、事情判決の法理は、適用されるべきではない。

ア 全47選挙区につき違憲無効としても、定足数を下回ることはなく、公共の福祉は損なわれない。

イ 違憲の選挙によって選出された国会議員がその任期中立法行為を行うことの弊害に比べれば、本件選挙を無効とすることによる公共の福祉に対する弊害は極めて小さい。

#### (被告らの主張)

本件定数配分規定は、平成24年大法廷判決により参議院議員定数配分規定が憲法の要求に反する状態にあるとされた後も本件選挙までの間に本件改正がされたにとどまるが、それでも国会の裁量権の限界を超えるものとまではいえない。

##### (1) 憲法上要求される是正期間について

平成24年大法廷判決より前の累次の大法廷判決においては、5倍程度の最大較差をもって違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態であると判示したものはなく、平成19年選挙に係る平成21年大法廷判決においても1対4.86の最大較差が憲法に違反するとは判示されていなかったところ、

平成24年大法廷判決は、1対5.00の最大較差について違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあると判示し、また、都道府県を選挙区の単位として各選挙区の定数を定める仕組みを維持することが投票価値の不平等という点で違憲の問題を生じさせることを初めて明示的に指摘した。

平成24年大法廷判決において指摘された現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講ずるためには、参議院の在り方をも踏まえた高度に政治的な判断を求められるなど、事柄の性質上課題も多いため、国民的な議論を重ねるとともに専門的・多角的な検討が不可欠であり、これらの検討に相応の時間要する。

本件選挙は、平成24年大法廷判決の言渡しから9か月余り後に施行されたものであるから、同判決を踏まえた抜本的改革を内容とする立法的措置を講じる期間としては余りに短いといわざるを得ない。

## (2) 憲法上要求される是正に対する国会の取組み

国会は、平成24年大法廷判決言渡し後、本件選挙までの間に、定数を4増4減する本件改正をしているところ、本件改正によって、最大較差は1対4.77まで縮小したのであり、その較差は昭和40年選挙の1対4.58以来の水準にまで縮小されたことも正当に評価されるべきである。

また、本件改正の附則3条においては、次回の選挙である平成28年選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い結論を得る旨が定められており、現に参議院の選挙制度の改革に関する検討会及び選挙制度協議会において協議が重ねられ、平成26年度中に選挙制度の抜本的な改革について成案を得た上で、平成28年選挙から新選挙制度を適用すると明記した工程表が示され、今後、国会において、参議院議員の選挙制度の抜本的な改革に向けた議論が加速していくことが十分に見込まれる状況にある。

## 第3 当裁判所の判断

1 原告らは、本件定数配分規定は、人口比例選挙の原則に反し（主位的主張）、投票価値の平等を侵害している（予備的主張）と主張している。そして、確かに、憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等を要求していると解される。

しかしながら、国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（43条2項、47条）、憲法は、どのような選挙制度が国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映されることになるかの決定を国会の裁量に委ねているのであるから、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。それゆえ、国会が具体的に定めたところがその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、憲法に違反するとはいえない。

憲法が二院制を採用し衆議院と参議院の権限及び議員の任期等に差異を設けている趣旨は、それぞれの議院に特色のある機能を発揮させることによって、国会を公正かつ効果的に国民を代表する機関たらしめようとするところにあると解される。前記第2の2(1)においてみた参議院議員の選挙制度の仕組みは、このような観点から、参議院議員について、全国選出議員と地方選出議員に分け、前者については全国の区域を通じて選挙するものとし、後者については都道府県を各選挙区の単位としたものである（この仕組みは、昭和57年改正後の比例代表選出議員と選挙区選出議員から成る選挙制度の下においても基本的に同様である。）。昭和22年の参議院議員選挙法及び同25年の公職選挙法の制定当時において、このような選挙制度の仕組みを定めたことが、国会の有する裁量権の合理的な行使の範囲を超えるものであったということはできない。

しかしながら、社会的、経済的变化の激しい時代にあって不斷に生ずる人口変動の結果、投票価値の著しい不平等状態が生じ、かつ、それが相当期間継続しているにもかかわらずこれを是正する措置を講じないことが、国会の裁量権の限界を超えると判断される場合には、当該議員定数配分規定が憲法に違反するに至るものと解するのが相当である。

そして、最大較差 1 対 5 前後が常態化する中で、平成 16 年大法廷判決において、複数の裁判官の補足意見により較差の状況を問題視する指摘がされ、平成 18 年大法廷判決において、投票価値の平等の重要性を考慮すると、投票価値の不平等の是正については国会における不断の努力が望まれる旨の指摘がされ、平成 21 年大法廷判決においては、投票価値の平等という観点からはなお大きな不平等が存する状態であって較差の縮小が求められること及びそのためには選挙制度の仕組み自体の見直しが必要であることが指摘されるに至っており、これらの大法廷判決においては、上記の判断枠組み自体は基本的に維持しつつも、投票価値の平等の観点から実質的にはより厳格な評価がされるようになってきた。そうしたところ、平成 24 年大法廷判決において、投票価値の不均衡が違憲の問題が生ずる程度に著しい不平等状態に至っていたと判示し、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する方式の見直しを含めた現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講ずる必要がある旨を明示的に指摘するに至ったところである（以上につき、平成 24 年大法廷判決参照）。

そうすると、平成 24 年大法廷判決において上記のとおり指摘されたにもかかわらず、そのような現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする法改正は行われることなく（本件改正は、単に一部の選挙区の定数を増減したにすぎない。）、本件選挙に至ったものであり、本件選挙当時の選挙区間における議員 1 人当たりの選挙人数の最大較差は 1 対 4.77 であったから、本件選挙が本件改正による 4 増 4 減の措置後に実施された後の最初の通常選挙であるこ

とを勘案しても、本件選挙当時、上記の較差が示す選挙区間における投票価値の不均衡は、投票価値の平等の重要性に照らしてもはや看過し得ない程度に達しており、これを正当化すべき特別の理由も見いだせない以上、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたというほかはない。

2(1) もっとも、国会議員の選挙における投票価値の較差の問題について、最高裁判所大法廷は、これまで、①定数配分規定が投票価値の較差において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているか否か、②そのような状態に至っている場合に、憲法上要求される相当期間内における是正がされなかつたとして定数配分規定が憲法の規定に違反するに至っているか否か、③定数配分規定が憲法の規定に違反するに至っている場合に、選挙を無効とすることなく選挙の違法を宣言するにとどめるか否かといった判断の枠組みに従って審査を行ってきており、当裁判所もこの判断の枠組みに従って判断するのが相当であると解する。こうした段階を経て判断を行う方法が採られてきたのは、憲法の予定している司法権と立法権の関係に由来するものであつて、裁判所において選挙制度について投票価値の平等の観点から憲法上の問題があると判断したとしても、自らこれに代わる具体的な制度を定め得るものではなく、その是正は国会の立法によって行われることになるものであり、是正の方法についても国会は幅広い裁量権を有しております、上記の判断枠組みのいずれの段階においても、国会において自ら制度の見直しを行うことが想定されていると解される。換言すれば、裁判所が選挙制度の憲法適合性について上記の判断枠組みの各段階において一定の判断を示すことにより、国会がこれを踏まえて所要の適切な是正の措置を講ずることが、憲法の趣旨に沿うものというべきである。このような憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと、上記①の段階において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っている旨の司法の判断がされれば国会はこれを受けて是正を行う責務を負うものであるところ、上記②の段階において憲法上要求され

る相当期間内における是正がされたといえるか否かを判断するに当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討をする事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったといえるか否かという観点から評価すべきものと解される（最高裁平成25年（行ツ）第226号同年11月20日大法廷判決参照）。

(2) そこで、本件において、憲法上要求される相当期間内における是正がされなかったといえるか否かについて検討する。

参議院議員定数配分規定について、最高裁判所大法廷が、参議院議員の選挙制度の構造的問題及びその仕組み自体の見直しの必要性を初めて指摘したのは平成21年大法廷判決であって、本件選挙の約3年10か月前であった。ただ、平成21年大法廷判決においては、制度の見直しの対象を都道府県を各選挙区の単位とする現行制度の仕組みとは明示しておらず、参議院議員定数配分規定による投票価値の不均衡が違憲の問題が生ずる程度に著しい不平等状態に至っている旨も判示されていなかった。これらが明確にされたのは平成24年大法廷判決においてであって、平成24年大法廷判決から本件選挙までには約9か月しか経過していない。また、是正のために採るべき措置の内容としては、昭和22年の参議院議員選挙法の制定以来60年以上にわたって採用してきた都道府県を選挙区の単位とする選挙制度の仕組み自体も見直しの対象とすることが求められているものである。そして、現行制度を見直した結果としてどのような制度とするかの具体的な内容は立法裁量に係る事項であって、様々な選択肢の中でどのような方式を採用するかは、二院制を採用する憲法下における参議院の在り方を踏まえ、これに相応しい役割を果たすためにはいかなる選挙制度が相当かといった抜本的、あるいは高度に政治的な事柄についても検討を要するものであり、事柄の性質上課題も

多いことからして、その検討に相応の時間を要することは認めざるを得ない。また、参議院において、平成21年大法廷判決の趣旨を踏まえ、参議院改革協議会の下に設置された専門委員会や選挙制度の改革に関する検討会及びその下に設置された選挙制度協議会における協議がされ、選挙制度の仕組み自体の見直しを含む制度改革に向けての検討が行われており、平成22年選挙後の本件改正自体は、単に4選挙区で定数を4増4減するものにとどまるが、その附則3条には、平成28年選挙に向けて、参議院の在り方、選挙区間における議員1人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得るものとする旨の規定が置かれ、選挙制度の改革に関する検討会においてその工程表が示されている。選挙制度の仕組み自体の見直しには相応の時間を要することからすれば、その見直しに至る過程において、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態の緩和のために緊急措置として、本件改正によって平成22年選挙時よりも本件選挙時には不十分ながらも最大較差を縮小させたことは、国会の裁量に係る現実的な選択として評価することができないではない。なお、本件選挙後も、参議院各会派代表者による懇談会が実施され、選挙制度の改革に関する検討会が発足し、同検討会の下に各会派により構成される選挙制度協議会が設置され、同協議会において週1回の頻度で会合を開くこととされるなど、上記附則に従って平成28年選挙に向けた選挙制度の抜本的な見直しの検討が現に行われている。

以上に鑑みると、現行選挙制度の仕組み自体の見直しには事柄の性質上その検討に相応の時間を要するところ、本件改正によって平成22年選挙時よりも本件選挙時には最大較差は縮小していること、本件改正の附則3条には平成28年選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討することが明記されており、そのための協議が行われていること、前記(1)において述べた司法権と立法権との関係を踏まえ、前記のような考慮すべき諸事

情に照らすと、国会における是正の実現に向けた取組が平成21年大法廷判決及び平成24年大法廷判決の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものでなかつたということはできず、本件において憲法上要求される相当期間を徒過したものと断することはできない。

3 以上のとおりであつて、本件選挙時において、本件定数配分規定は、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつたものであるが、憲法上要求される相当期間内における是正がされなかつたとはいえず、本件定数配分規定が憲法の規定に違反するに至つていたということはできない。

よつて、原告らの請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第5民事部

裁判長裁判官 一 志 泰 滋

裁判官 足 立 正 佳

裁判官 島 田 正 人